

# 明星大学SD・FDに関する規程

2023年4月1日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学学則（昭和39年4月1日）第61条、明星大学大学院学則（昭和46年4月1日）第49条、明星大学通信教育部学則（昭和42年4月1日）第57条及び明星大学通信制大学院学則（平成11年4月1日）第40条に基づき、明星大学（以下「本学」という。）におけるスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を推進するための組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程におけるSDとは、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を実現することを目的とする、教職員が必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるための組織的な活動をいう。

2 この規程におけるFDとは、自己点検・評価の結果を踏まえた教育研究活動等の改善・向上を推進することを目的とする、教員の資質向上および教員組織の改善・向上を図るための組織的な活動をいう。

(推進体制)

第3条 本学のSD及びFDを推進するため、全学SD・FD委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 学部、学環、研究科、全学共通教育委員会及び通信教育部（以下「各部局」という。）は、部局別SD・FD委員会（以下「部局別委員会」という。）を設け、全学委員会が策定する基本方針に基づき、各部局におけるSD及びFDを推進する。

(全学委員会の組織)

第4条 全学委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学部長
- (3) 学環長
- (4) 研究科長
- (5) 全学共通教育委員会委員長
- (6) 学苑・大学事務局長
- (7) 学苑・大学企画局長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 委員長は、学長が指名した副学長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長が必要と認めたときは、全学委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 全学委員会の事務は、教務ユニット及び理事長・学長室ユニットが行う。

(全学委員会の任務)

第5条 全学委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 全学的なSD及びFDのための基本方針の策定
- (2) 全学的なSD及びFDの研究会、研修会等の企画、実施及び報告
- (3) 授業に関する学生アンケートの企画及び活用方法の検討
- (4) 各部局でのSD及びFDの研究会、研修会等への支援
- (5) 国内外の高等教育の動向に係る情報収集
- (6) その他、全学的なSD及びFDに係る事項

(部局別委員会の組織)

第6条 部局別委員会は、各部局別に次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学部SD・FD委員会

- ア 学部長
- イ 学部の互選により選出された者
- ウ 学部長が指名する教職員

(2) 学環SD・FD委員会

- ア 学環長
- イ 学環の互選により選出された者
- ウ 学環長が指名する教職員

- (3) 研究科SD・FD委員会
  - ア 研究科長
  - イ 研究科の互選により選出された者
  - ウ 研究科長が指名する教職員
- (4) 全学共通教育委員会SD・FD委員会
  - ア 全学共通教育委員会委員長
  - イ 全学共通教育委員会の互選により選出された者
  - ウ 全学共通教育委員会委員長が指名する教職員
- (5) 通信教育部SD・FD委員会
  - ア 通信教育課程長
  - イ 通信教育代表委員会の互選により選出された者
  - ウ 通信教育課程長が指名する教職員

(部局別委員会の任務)

第7条 部局別委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各部局のSD及びFDの研究会、研修会等の企画、実施及び報告
- (2) 授業に関する学生アンケートの各部局における活用方法の検討
- (3) その他、各部局のSD及びFDに係る事項

2 部局別委員会について必要な事項は、各部局で定める。

(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか必要な事項については、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。
- 2 明星大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程（平成21年4月1日）は廃止する。